

自動車運転代行業における損害賠償措置の概要説明

利用者に、代行運転役務を提供しようとするときは、代行運転自動車（顧客の車）の運行により生じた損害を賠償するための措置（損害賠償措置）について、以下の事項を書面により提示して説明するよう努めること。

記載事項

当該代行運転自動車の運行により生じた損害を賠償するために ~ の内容の共済契約又は保険契約を締結している旨及び、当該契約は当該代行業者が運行する随伴用自動車により運転代行役務を提供する全ての場合を対象とする旨の記載

共済組合又は保険会社の名称

契約期間（ 年 月 日から 年 月 日 時まで等）

共済契約又は保険契約の内容及び、損害賠償限度額（対人、対物、対顧客車両等の各損害賠償限度額）

別紙

【参考記載例（2 . ~ にそれぞれ対応）】

当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

運転代行
長野県公安委員会
認定番号第 号

運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。

なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合については全て、当該損害賠償措置を講じております。

ご不明な点は当社の従業員にお尋ねください。

- ・ 契約共済組合名； 共済協同組合
（又は契約保険会社名； 損害保険株式会社）
- ・ 共済（保険）契約期間； 年 月 日から 年 月 日 時まで
- ・ 契約の内容； 対人賠償 無制限
対物賠償 千万円限度（1事故につき）
お客様の自動車 百万円（1事故につき）

(注)あくまでも記載例であり、契約している共済（保険）の契約内容に即して記載する